岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

県立体育館条例の一部を改正する条例

県立体育館条例(昭和42年岩手県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区分			普通利用料金の上限額								
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			8時から	12時から	17時から	0 時かた	12時から	8時から	1区分1	1人4時	特別利用料金の上限額
			12時まで	*				* =	時間まで	間までご	
			12吋よく	114447	71147 (11444	21时よく	21时よく	ごとに	とに	
	アマチュ	学生及び	円	円	円	円	円	円	円	円	1 休日割増料
入場料	アスポー	生徒	3, 650	5, 720	7, 610	9, 370	13, 320	16, 980	660	90	日曜日、土曜日、国民の祝日に関
等を徴	ツに使用	一般	7, 300	11, 440	15, 250	18, 740	26, 690	33, 990	1, 130	110	する法律(昭和23年法律第178号)
収しな	する場合										に規定する休日、12月29日から31日
い場合	その他の作	崖しに使用	36, 520	57, 170	76, 290	93, 700	133, 460	169, 990	3, 320		までの日並びに1月2日及び3日に
	する場合		30, 520	57, 170	10, 290	95, 100	100, 400	109, 990	5, 520		、その他の催しに使用する場合にお
入場料	アマチュ	学生及び	7, 300	11, 440	15, 250	18, 740	26, 690	33, 990	940		いては、普通利用料金の額の2割に 相当する額(100円未満の端数は、
	アスポー	生徒									
	ツに使用	一般	14, 610	22, 890	30, 490	37, 510	53, 380	68,000	1, 580		切り上げる。)
	する場合	一加文									2 附属の施設又は設備の利用料金
等を徴	7 0 14 0	興行とし	1 54, 760 85, 780	OF 700	80 114, 410	140, 540	200, 190	254, 950	5, 220		附属の施設又は設備を使用する場
収する場合	その他の	置しに使 のでない									合においては、1件又は1式1時間
				85, 780							までごとに2,870円の範囲内で知事
	用する場へ	場合									が定める額
	合	興行とし	109, 540	171, 580	228, 860	281, 120	400, 440	509, 980	9, 970		3 電気料及び暖房料

	て行うも								電気を使用する場合又は暖房を使	
	のである								用する期間においては、実費を基準	
	場合								として知事が定める額	
第4条	の規定による許可を	•	<u>.</u>							
受けた	場合の利用料金の上	1人1時間までごとに970円								
限額										

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。